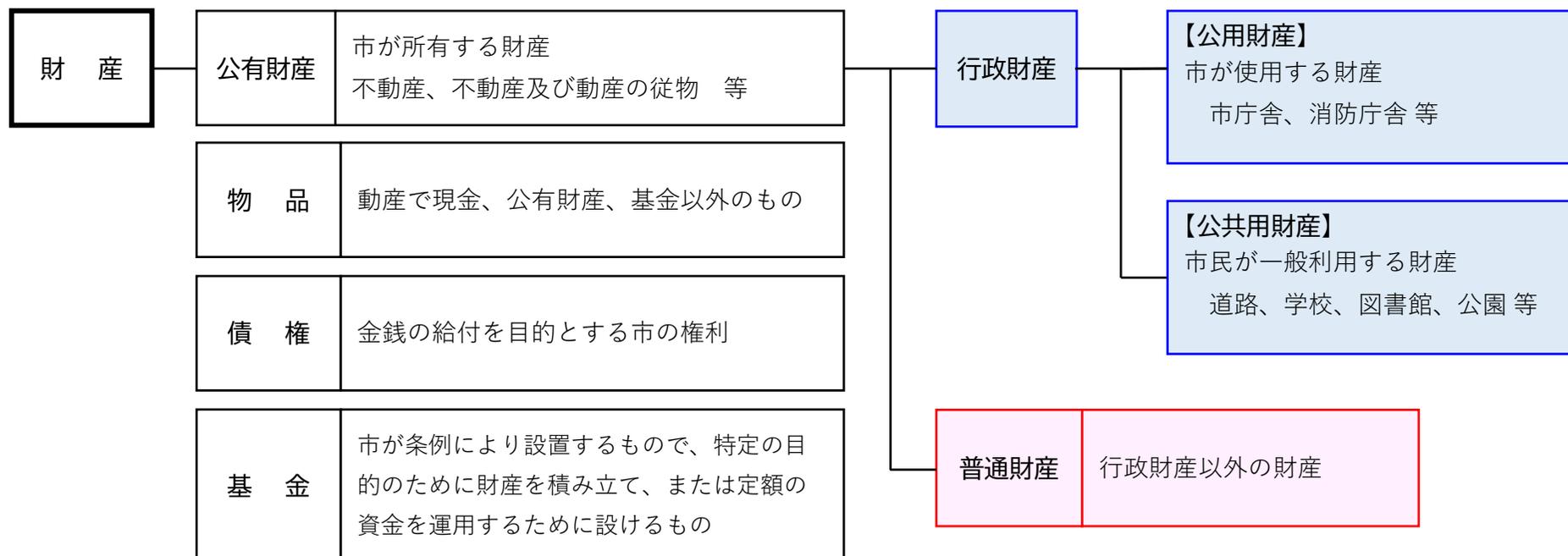


地方公共団体の財産分類について

1 財産の種類



2 財産の管理と処分

① 行政財産

市において、公用又は公共用に供した（供することを決定した）財産です。

一部の場合を除き、原則 貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的とすること、私権を設定すること、信託することができず、これに違反する行為は無効となります。

② 普通財産

貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的とすること、私権を設定すること、信託することができます。